

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 6 月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700007 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700128 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月27日は139万2,000円、平成19年8月12日は139万2,000円、同年12月27日は135万9,000円、平成20年8月12日は135万9,000円、平成21年12月27日は129万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月27日、平成19年8月12日、同年12月27日、平成20年8月12日、平成21年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月27日、平成19年8月12日、同年12月27日、平成20年8月12日、平成21年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成18年12月27日
② 平成19年8月12日
③ 平成19年12月27日
④ 平成20年8月12日
⑤ 平成21年12月27日

A社から平成18年12月27日、平成19年8月12日、同年12月27日、平成20年8月12日及び平成21年12月27日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与明細書」、「賃金台帳」及び「賞与支給実績」により、請求者は、請求期間①、②、③、④及び⑤に同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は139万2,000円、請求期間②は139万2,000円、請求期間③は135万9,000円、請求期間④は135万9,000円、請求期間⑤は129万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が消滅した後の平成29年3月8日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600995 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700127 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日頃

A 社から平成 17 年 12 月 2 日頃に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が確認できない。厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求者について請求期間は月割年俸制の対象であり、報酬の年額を 12 回に分割して毎月 25 日に支給していたことから、請求期間である平成 17 年 12 月 2 日頃に賞与の支給はなく、厚生年金保険料を賞与から控除していない旨回答している。

また、月割年俸制の対象であった複数の同僚は、月割年俸制の期間について、毎月の給与に賞与が分割された額を上乗せして支給されていた旨回答している上、当該同僚の賞与支給明細表において、賞与の支給額は空欄となっており、厚生年金保険料控除額は「0」と記載されている。

さらに、請求者から提出された給与及び賞与の振込履歴の調査に対する回答により、請求期間を含む平成 17 年 12 月においては、給与の振込記録はあるものの、請求期間に賞与の振込記録はないことが確認できる。

これらのことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の賞与からの控除はなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。